

検体検査業務委託プロポーザル審査要領

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の要件をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「検体検査業務委託プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者。
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者。
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者。

2. 審査の項目及び点数 審査における総合点数は150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 業務運営の基本姿勢 | (15点) |
| ② 教育・研修体制 | (15点) |
| ③ 安定運用と危機管理体制 | (15点) |
| ④ 精度管理 | (15点) |
| ⑤ バックアップ体制 | (15点) |
| ⑥ 引き継ぎの体制（業務を引継ぐ場合） | (5点) |
| ⑦ 病院への貢献策 | (20点) |
| ⑧ 委託料の安価性 | (50点) |

3. 審査委員会

審査委員会を以下により開催する。参加者はそこで提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

(1) 開催時期、場所

開催時期：2026年7月14日（火） 15：30～ 場所：済生会御所病院

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの時間配分は1社20分までとする。プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。順番については別途通知する。

4. 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションを併せて審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、あらかじめ定められた院内の審査基準に基づき審査を行う。

- (3) すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果（得点）を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、見積額が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。